

廃対第563号
令和2年3月31日

岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長



使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する岐阜県事務委任規則の
改正について

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
令和2年4月1日付けで岐阜県事務委任規則を改正し、岐阜地域環境室及び各県
事務所において引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業の許認可事務等を行う
こととしますので御承知おきいただくとともに、貴会員へ周知くださるようお願い
します。

なお、当該改正に係る許認可事務等の取扱いについては別途通知します。

岐阜県環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神 谷	担 当	勝 野
T E L	058-272-8217		
F A X	058-278-2607		

廃対第565号
令和2年3月31日

岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長



岐阜県事務委任規則の改正に係る使用済自動車の再資源化等に関する法律
に関する許可事務等の取扱いについて

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する岐阜県事務委任規則の改正につ
いては、令和2年3月31日付け廃対第563号によりお知らせしたところですが、
その許可事務等については、下記のとおり取り扱いますので、御承知おきいた
だくとともに、貴会員に周知くださるようお願いいたします。

記

- (1) 既に受けている許可等に関する更新の申請及び変更の届出等については、過去
に新規の申請等の受付を行った岐阜地域環境室及び県事務所（以下「県事務所等」
という。）に対して行うものとする。
なお、事業所が複数存在する場合において、県事務所等の所管替えを希望する
場合には、あらかじめ所管県事務所等に対して申し出ること。
- (2) 新規の申請を行う県事務所等については、次のとおりとする。
 - ① 事業所が1つの場合、事業所の所在地を管轄する県事務所等
 - ② 事業所が複数ある場合
 - ア 申請者の住所を管轄する県事務所等の管内に事業所がある場合、申請者の
住所を管轄する県事務所等
 - イ 申請者の住所を管轄する県事務所等の管内に事業所がない場合（ウの場合
を除く）及び申請者の住所が県外で、複数の県事務所等の管内に事業所があ
る場合、申請者が希望する事業所の所在地を管轄する県事務所等
 - ウ 申請者の住所が岐阜市内であり、かつ岐阜地域環境室管内に事業所がある

場合は、岐阜地域環境室

岐阜県環境生活部			
廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神 谷	担 当	勝 野
T E L	058-272-8217		
F A X	058-278-2607		